



人材を採用して税金を減らそう！(雇用促進税制)

雇用を促進するための税金軽減処置

雇用促進税制は、その名のとおり、雇用を促進するための制度です。この制度を利用するためにはいくつかの要件を満たす必要がありますが、要件を満たせば法人、個人ともに**増加雇用者一人あたり20万円**の税額控除が受けられるというナカナカ嬉しい制度です。さらに、中小企業では要件が緩和されているので、雇用拡大を計画している場合にはぜひ利用したい制度です。それでは、気になる「要件」とはどのようなもののでしょうか。

主な要件は2つ

雇用促進税制を受けるためには、適用年度（平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度）において、（1）頭数増加要件と、（2）給与等増加要件を満たす必要があります。（以下、中小企業を前提とします）

（1）頭数増加要件

雇用を促進するための税制ですから、雇用者（雇用保険被保険者）の頭数を増やさなければいけません。どれだけ増やせばよいか、というのが頭数増加要件です。中小企業は**2人以上**、かつ、**雇用増加割合が10%以上**となっています。雇用増加割合というのは、前期末に比べてどの程度雇用者数が増加したかの割合で、以下の算式で計算します。

$$\text{雇用増加割合（★）} = \frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前期末の雇用者総数}}$$

（2）給与等増加要件

さて、「頭数を増やせばよい」だけであれば、「頭数だけ増やして給与を出さなければ、税額控除が受けられる！」と考える人が出てきます。そこで、もう一つの要件として、「給与が一定以上増えていなければ、雇用促進税制を認めませんよ」とするのがこの給与等増加要件です。では、どれだけ増えていけばよいのでしょうか。次の式で判定します。

$$\text{適用年度の給与等支給額} > \text{比較給与等支給額（※）}$$

（※ 比較給与等支給額＝前期の給与等支給額

$$+ \text{前期の給与等支給額} \times \text{雇用増加割合（★）} \times 30\%$$

注）なお、「給与等」には役員に対して支給する給与や退職給与は除かれます。

（ウラ面へ）

(表面続き)

控除される税額

前述の2要件の他、①青色申告書を提出する事業主であること、②適用年度とその前年度において事業主都合による離職者がいないこと、③風俗営業等でないことといった要件を満たせば、雇用促進税制が適用できます。

雇用者増加数一人あたり20万円の税額控除を受けることができますようになりますが、適用年度の法人税額(所得税額)の20%が上限です。

2人÷0人=???

これまで雇用促進税制の概要をみてきましたが、ここで疑問が出てきます。前期の雇用者数が0人だった場合は適用できるのでしょうか?この疑問についての答えは、「YES, We Can」です。数学的には、雇用者増加割合は「増加数2人÷前期末0人=??」となり算出不能となってしまいますが、他の要件が満たされていれば適用ができます。

ただし、同じ0人でも、設立1年目では適用できません。あくまで前期を基準とする制度ですので、「前期」自体が存在しない設立1年目は対象外なのです。

また、小規模企業では、社長一人であったり役員のみであったりするケースも多いでしょう。「給与等」には役員の給与は含まれませんので、前期給与がゼロとなることも考えられます。この場合は雇用促進税制が適用できるのでしょうか?こちらの疑問についての答えも「YES」です。同様に、他の要件が満たされていれば適用することができます。

適用のための手続き

雇用促進税制を受けるためには、事業年度開始後2ヶ月以内に、納税地を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出する必要があります。まずは目標雇用者増加数等を記した雇用促進計画を提出します。

そして、事業年度終了後2ヶ月以内に実績を雇用促進計画に追記したうえで再度ハローワークに提出し、達成状況の確認を受けます。確認印の捺印された雇用促進計画の写しを確定申告書に添付し、税務申告を行うことで税額控除が受けられます。

なお、原則的には「事業年度開始後2ヶ月以内」に雇用促進計画を提出しなければなりません。が、平成23年4月1日から同8月31日までに事業年度を開始した法人については、特例措置として平成23年10月31日まで受け付けることとされています。これに該当する法人で当年度に雇用者増加が見込まれる場合は、石島会計まで至急ご相談ください。

詳細は石島会計ホームページにて

石島会計のホームページには、この雇用促進税制が数値例を交えて詳しく紹介されており、そのほかの税務情報についても紹介してあります。www.i-cpa.jp または検索サイトで「石島会計事務所」を呼び出し、「税務&経営塾」をご覧ください。

頑張っている社長さん登場

身近な存在であり続ける歯科医院

～そして、グローバル化～

医療法人社団 創新会
理事長 新保 悟先生

今回は、東京都大田区を起点として、国際的な口腔医療ネットワークの構築を進めている医療法人社団創新会（アプル歯科医院グループ）の理事長、新保悟先生です。悟先生は、学生の頃から大型の口腔外科・インプラントセンターの開設を夢みていました。その夢は、どうなったのか。悟先生の物語を追いました。

原点 ～starting point～



理事長 新保悟先生

悟先生は、鶴見大学の歯学部、鶴見大学口腔外科大学院を卒業しました。そして、卒業後、大学病院に勤務していた頃のこと。ボランティアで、重度の障害児と接する機会があったそうです。そのとき、「彼らの歯のケアはどうなっているのだろう…」という疑問が湧いてきました。

「そこが原点だったのかも知れない」と悟先生は言います。

口腔内に問題を抱えるすべての人を助けたい

1990年、東京都大田区の平和島に、アプル歯科医院を開業しました。

開業から20年

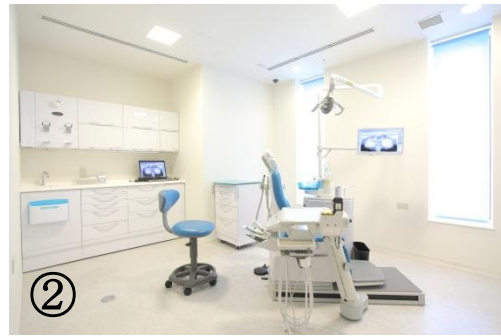
アプル歯科医院では、とにかく多くの患者様と接し、自立歩行が困難なお年寄りや障害をもつ方も積極的に受け入れてきました。患者様を選ばず、身近な存在であり続けるという悟先生の想いは次第に強くなっていきました。

その熱意はさらなる活動の広がりにつながります。2002年には法人化を決意し医療法人社団創新会を設立、さらに2005年には噴火による離島勸告後無医村であった三宅島に診療所を開院し、島民より大きな感謝の意をもって歓迎されます。さらにはフランチャイズ化を果たし、患者様への幅広いサービスを強化していくこととなります。

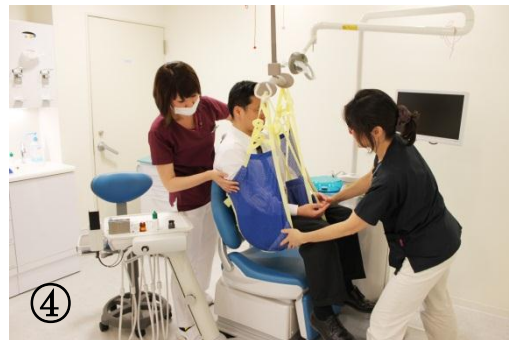
ひとつの夢の実現

悟先生が学生時代から思い描いていた夢は、大型の口腔外科・インプラントセンターを開設することでした。平和島にアプル歯科医院を開業から20年、ついにその夢を実現します。

2011年4月、大田区の複合施設 ^{ラズ}Luz大森の最上階に、200坪を超える大森・東京歯科口腔外科と Luz 大森アプル歯科医院の併設2医院を開業しました！施設面でも人材面でも安全・安心な診療を目的とし、さらには歯科医業のサービス向上や若い歯科医の人材育成を目指した未来も見据えた施設。悟先生が「私の集大成」という当医院を、一部ではありますが紹介したいと思います。悟先生の想いが随所に見受けられます。



- ① エントランス・待合室。ホテルのような落ち着いた雰囲気は、患者様に安心していただきたいから。
② 個室の診療室。施設面でも安全、安心な診療を行うという気持ちが表れています。



- ③ 歯科用3次元CT。より良い医療を実現するために最先端技術が採用されています。
④ 障害をもつ方の診療風景。どんな患者様にも対応できる体制を整えています。

さらなる夢へ

悟先生のひとつの夢は実現しましたが、そこでとどまりません。「日本の最先端技術を世界に伝えたい」ということで、口腔医療の第一人者である瀬戸皖一先生を最高顧問に迎え、諸外国への展開を進めています。悟先生の信念は、「患者様を選ばず、身近な存在であり続ける」。国境を越えて、より多くの患者様を助けたい、その想いが悟先生の意欲を駆り立てているようです。強い信念をもって突き進む悟先生の言動には、とても力強いものを感じました。今後も先生がどのように夢を膨らませて実現していくのか、本当に楽しみです。

大森・東京歯科口腔外科／Luz 大森アプル歯科医院

〒231-0011 東京都大田区大森北 1-10-14 Luz 大森ビル 8階

電話 03-5767-7505

ホームページ <http://www.apl-omori.com/>

新保理事長に面会希望等有る方は石島会計宛、ご連絡下さい